摂津市立第二中学校 部活動に係る活動方針

1. 部活動の目的

部活動は、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

2. 運営について

- (I)年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示 し理解と協力を求める。
- (2) 部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。
- (3) 令和7年度部活動の編成については下記の通り

運動部	文化部
サッカー、野球、男子バスケットボール、女子	吹奏楽、美術工芸、手芸、フィールド
バスケットボール、女子バレーボール、男女ソ	サイエンス
フトテニス、陸上、卓球、水泳	
計9クラブ	計 4 クラブ

3. 休養日及び活動時間の設定について

- (1) 学期中の休養日は週当たり2日以上設定する。
- (2) 週当たり平日は少なくとも | 日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも | 日を休養日とすることを基本とするが、対外試合等で困難な場合にあっても、学校全体で部活動を行わない日(定期考査期間等)を含め、部ごとに年間 | 04日以上の休養日を設定する。
- (3) | 日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (4) 学校の休業日に公式戦等(対外試合)で3時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分 配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設け るなど、学校生活に支障のないように配慮する。
- (5)年間の門限時間について(下記参照)

期間	門限時間
通年	I 7時30分

4. 指導について

- (1) 部活動の指導に当たって、体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。 また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導 に当たること。
- (2) 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- (3) 生徒の体力等を鑑みて、気温や湿度など天候に留意し、練習時間の短縮や練習内容の工夫、こまめな給水などにより生徒の安全を第一に指導する。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的に実施する。
- (2)無理のない安全な活動メニューを心掛け、自主的に行うことを基本とする。
- (3) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。